

# 令和4年度 貿易救済セミナー

～会社を守る“攻め”の一手！アンチダンピング制度活用のすすめ～

令和4年9月1日（木）

経済産業省 特殊関税等調査室

## **本日のセミナー内容**

**経済産業省よりご挨拶**

- 1. 貿易救済措置の概要と効果**
- 2. モニタリングシステムの活用方法**
- 3. アンチダンピング措置 申請経験者の声**
- 4. モデル申請書、アウトラインのご紹介**

# 1. 貿易救済措置の概要と効果

# 貿易救済措置とは

- 貿易救済措置とは、輸入によってもたらされる損害から国内産業を保護する措置であり、WTOやEPA等において規律されている。

## アンチダンピング（AD）措置 （GATT6条及びAD協定）

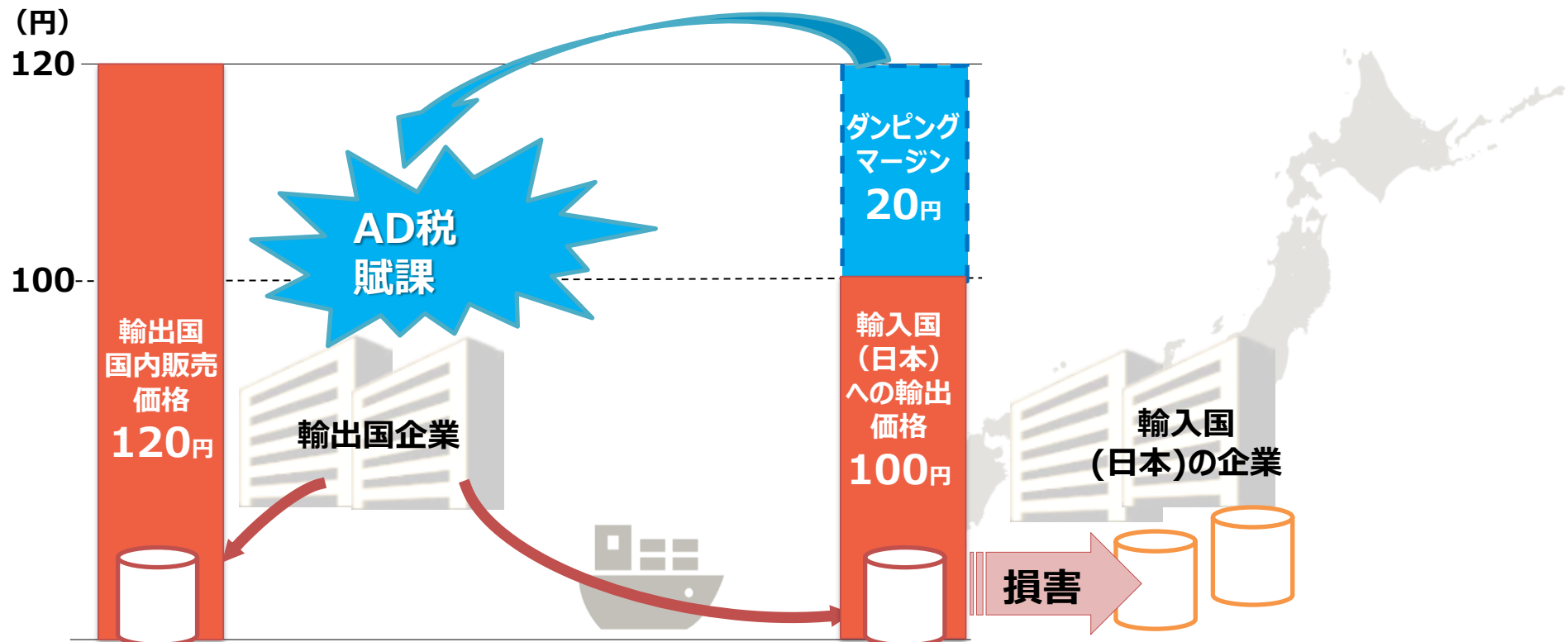
輸出国内よりも安く輸出される産品により輸入国の国内産業に損害が生じた場合に、安値輸出に相当する額を上限に関税を賦課できる。

## 補助金相殺関税（CVD）措置 （GATT 6, 16条及びSCM協定）

輸出国政府から補助金による支援がされている産品により輸入国の国内産業に損害が生じた場合に、補助金相当の関税を賦課できる。

# アンチダンピング措置の概要

- 輸出国の国内価格よりも低い価格による輸出（ダンピング輸出）が、国内産業に損害を与えている場合に、その価格差に相当する関税を課することができるWTO協定上認められた措置です。
- 発動には、①ダンピング輸出の事実、②国内産業への損害の事実、③両者の因果関係を調査によって立証する必要があります。



# 申請に必要な主な情報

「合理的に入手可能な」情報で記載

## ① 調査対象製品の定義（製品の特性に関する情報）

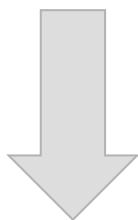
物理的及び化学的特性、製造工程、用途、流通経路、輸入統計品目番号等を検討。

調査対象製品に係る情報を収集

### ① ダumping輸入の事実

ダumpingマージンを計算（原則1年分の情報を基に計算）

- ・ 日本向け輸出価格（ベース：貿易統計等）
- ・ 正常価格（輸出国での国内販売価格）（ベース：業界紙等） 等



### ③ ①と②の因果関係

- ・ 営業現場での声（例：輸入品を引き合いに出され失注が増加している）
- ・ ダumping以外の要因の説明（例：第三国からの輸入量 等）

### ② 国内産業への損害の事実

以下の項目を検証（原則過去3年以上）

- ・ 調査対象製品の輸入量の推移（ベース：財務省貿易統計等）
- ・ 日本国内での需要量、国産品・輸入品の価格比較（ベース：国内統計、貿易統計、日本の生産者のデータ）
- ・ 損害15指標の総合的な評価（ベース：日本の生産者の財務データ）

# 措置の効果

- AD措置によりダンピング品の価格を是正することで、①「ダンピング品」の輸入数量の減少、②ダンピング品と競合する国産品の国内販売価格の持ち直し、③国内販売数量／売上高の回復等の効果があります。結果として、企業全体へのプラス効果も期待できます。

## AD措置の効果

1

「ダンピング品」の  
輸入数量の減少

2

ダンピング品と競合  
する国産品の国内販売  
価格の持ち直し

3

国内販売数量／売上高  
の回復

企業全体へのプラス効果！！



# 措置の効果（②国産品の国内価格持ち直し効果）

- AD措置により、ダンピング品と競合していた国産品について、価格設定の持ち直しが実現しました。

## 生産動態統計モニタリングシステム（当室HPより）



▼確定措置（2016年8月）後：  
国産品の国内販売単価が徐々に上昇

※ 国内販売単価（年ごとの平均単価）  
2018年 189.9円  
⇒ 2021年 205.0円

確定措置



## 措置の効果（③国産品の国内販売数量の回復効果）

- AD措置（ダンピング品へのAD税賦課）により、ダンピング品の輸入数量が減少したことで、国産品の国内販売数量が回復しました。

### 生産動態統計モニタリングシステム（当室HPより）



確定措置

▼確定措置（2016年8月）後：  
販売金額、販売数量ともに  
調査開始後、前年比増加の  
傾向がみられる

※ 国内販売金額

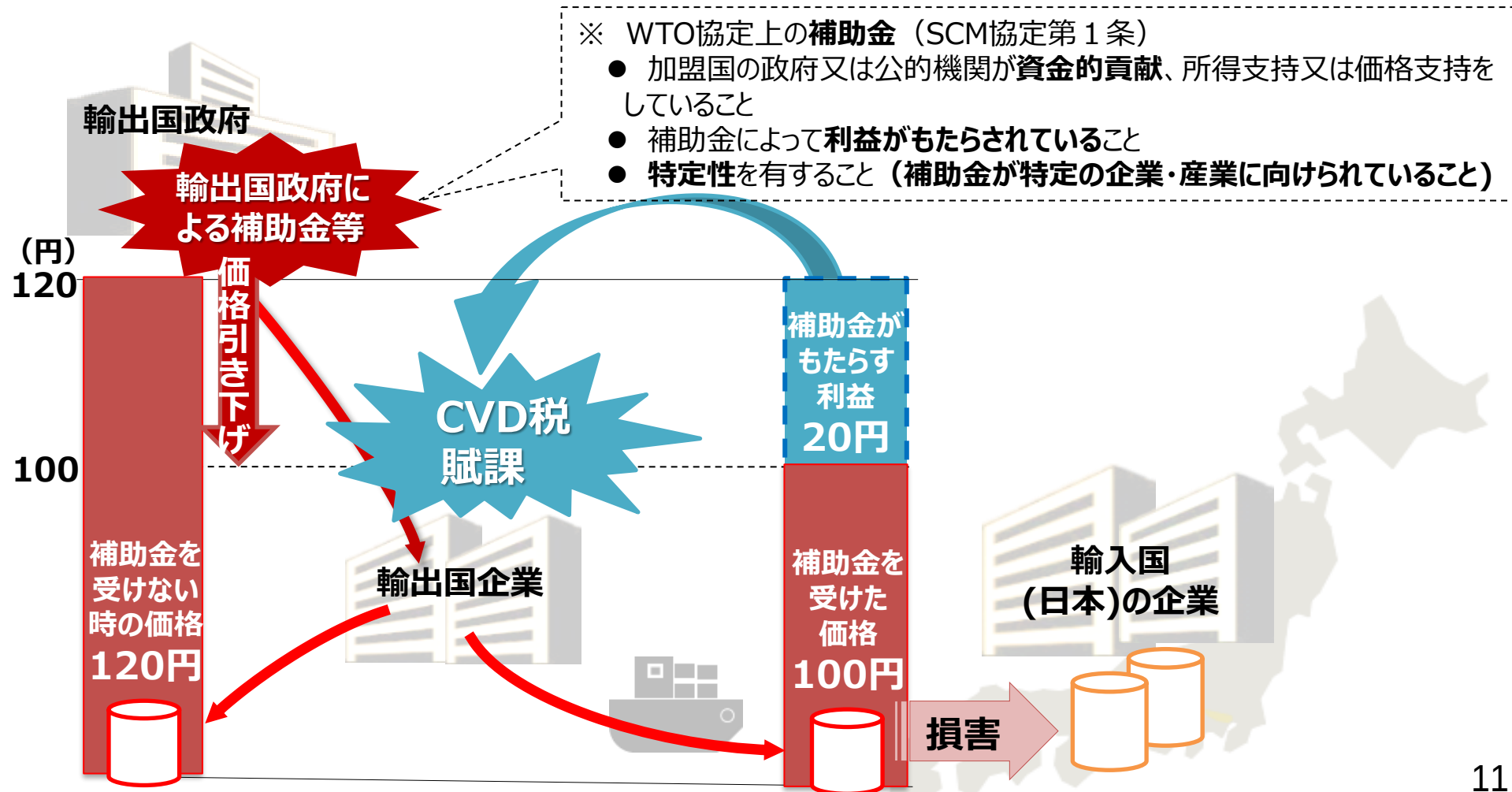
2018年 19,209,050 千円  
⇒ 2021年 21,204,487 千円  
(約 20億円 増)

※ 国内販売数量

2018年 101,110 トン  
⇒ 2021年 103,416 トン  
(約 2,300トン 増)

# 補助金相殺関税措置（CVD : Countervailing Duty）の概要

- 他国政府の補助金を受けた輸入品が国内産業に損害を与えている場合、当該輸入品に対して補助金相当額を相殺する関税を課することができるWTO協定上認められた措置です。
- 発動には、①補助金の存在、②国内産業の実質的な損害、③両者の因果関係を調査によって立証する必要があります。



# CVD申請に必要な補助金に関する情報の収集について

- CVD措置を申請するためには、輸出国政府が特定の輸出企業・産業を支援していることを示す具体的な証拠を、合理的に入手可能な範囲で収集・提出する必要があります。

| 補助金の類型例                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 収集する補助金に関する証拠                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 情報収集の手がかり                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>直接的な補助金</b>のほか、特定の産業や企業に対してのみ、<b>通常の市場取引では得られない経済的な利益が与えられている場合</b>、CVD措置の対象となります。</p> <p>(具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・減免税</li><li>・債務免除</li><li>・債務保証、弁済期間の延長</li><li>・出資</li><li>・政府系金融機関による低利融資</li><li>・低価格での物品・サービスの提供<br/>(政府が、土地や電力、資材等を、市場価格よりも廉価で提供する等)</li></ul> | <p><b>(直接証拠)</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・輸出企業の有価証券報告書や債券報告書に記載されている<b>財務諸表</b></li><li>・輸出国の<b>法令</b></li><li>・輸出国の<b>補助金制度</b>に関する資料や報道発表</li></ul> <p><b>(状況証拠)</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・世界銀行・OECD等の<b>国際機関</b>による補助金に関する報告書</li><li>・学術論文</li><li>・相手国の<b>現地での報道</b> (調査対象企業の関係者や政府職員による発言等)</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・<b>他国の貿易救済措置調査</b>における提出証拠や調査報告書</li><li>・<b>民間の調査会社</b>への委託調査</li><li>・輸出国の<b>駐在員</b>からの情報</li><li>・他国の産業補助金に関する<b>業界内の意見交換</b></li><li>・<b>経済産業省やJETRO</b>が提供する海外ビジネス情報</li></ul> |

※ 国内産業への実質的な損害及び因果関係に関する証拠の収集、調査手続等は、AD申請と同じです。

## 2. モニタリングシステムの活用方法

# 各種モニタリングシステムについて

- 特殊関税等調査室のウェブページでは、「**他国発動事例リスト**」、「**輸入モニタリングシステム**」、「**国内需給動向モニタリングシステム**」を公開・更新しています。

| システム名                | 把握できる情報                                            | 特徴                                                               |
|----------------------|----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 他国発動事例<br>モニタリングシステム | ・米国、中国、韓国、EU、豪<br>州、カナダの貿易救済措置<br>の調査及び発動状況        | ・品目別、発動国別、対象国別に、<br>AD、CVDに関する調査・発動状<br>況を可視化                    |
| 輸入モニタリングシステム         | ・海外からの輸入金額<br>・     "     輸入数量<br>・     "     輸入単価 | ・輸入製品の情報をグラフ形式で<br>簡単に可視化<br>・鉄鋼製品については、業界別のモニ<br>タリングシステムを別途作成。 |
| 国内需給動向<br>モニタリングシステム | ・国内生産量<br>・販売数量<br>・在庫状況 等                         | ・品目別の内需統計をグラフ形式で<br>簡単に可視化                                       |

# 他国発動事例モニタリングシステムの操作方法

- 他国発動事例モニタリングシステムでは、主要6か国（米、中、韓、EU、豪、加）のAD、CVD措置の調査・発動状況を確認可能。

◇ 主要国の貿易救済措置の調査／発動状況を、3つの手順で確認できます。

## ①（STEP 1）表示したい商品の、HSコードを選択する。

- STEP 1では、表示したい商品のHSコード（2桁、4桁又は6桁）を選択します。  
※ここまでは必須操作です。

## ②（STEP 2）発動国／対象国を選択する。

- STEP2では、貿易救済措置の発動国／対象国を選択します。
- 地図上の国をクリックすることでも、「対象国」を絞りこむことができます。

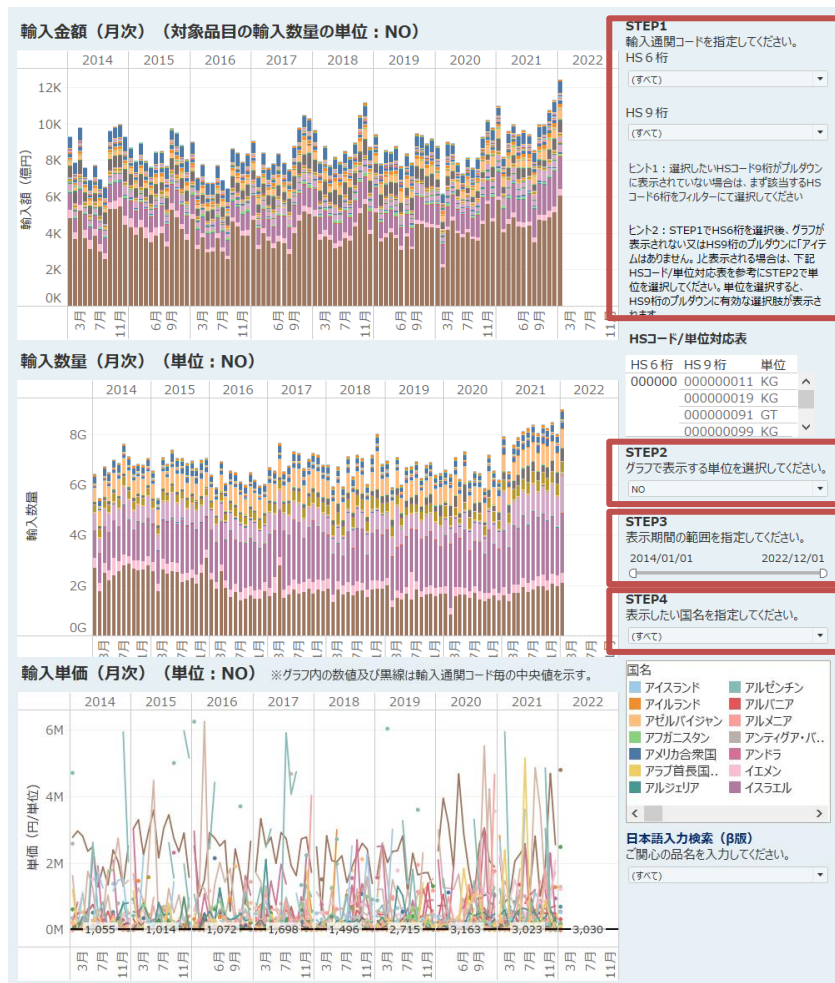
## ③ 発動状況を確認する。

- 貿易救済措置の調査／発動状況が一覧表上に色分けして表示されます。
- 各項目をクリックすると出典にリンクします。

# 輸入モニタリングシステムの操作方法

- 輸入モニタリングシステムでは、日本に輸入された商品の情報をグラフ形式で確認可能。
- また、表示したデータについては、Excel形式でダウンロード可能。

◇ 外国から日本に輸入された商品の情報を、4つの手順でグラフ形式で確認できます。



## ① (STEP 1) 表示したい商品の、HSコードを選択する。

- ・ 表示したい商品のHSコード（6桁又は9桁）を選択します。
- ・ 商品のHSコードが不明な場合は、「輸入通関コードの品名一覧」タブから商品を探すことができます。

日本の輸入 (月次) (単価付) 日本の輸入 (年次) (単価付) **輸入通関コードの品名一覧** クロス集計表\_エクセルダウンロ...

※ここまでは必須操作です。

## ② (STEP 2) 表示したい商品の、輸入量の単位を指定する。

- ・ STEP2では、HSコード/単位対応表を参考に、表示したい商品の単位を選択します。
- ・ グラフには、STEP2で選択した単位のHSコードのみを合算して表示します。

## ③ (STEP 3) 表示したい期間を指定する。

- ・ STEP3では、グラフに表示する期間を選択します。
- ※任意操作です。

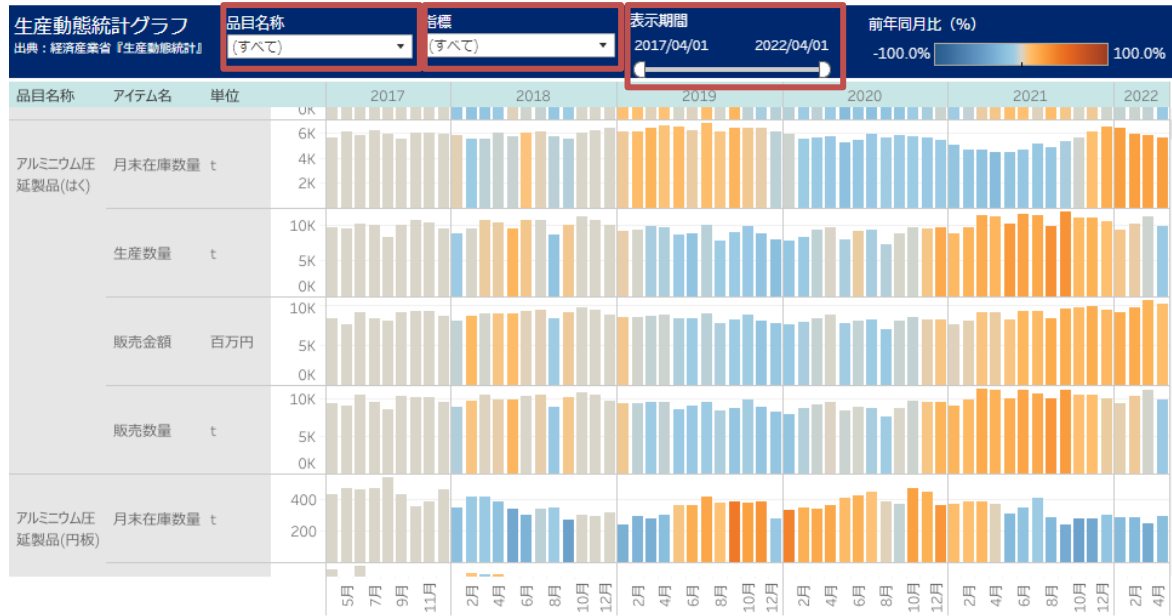
## ④ (STEP 4) 表示したい国名を指定する。

- ・ STEP4では、グラフに表示する輸出国を選択します。
- ※任意操作です。

# 生産動態統計モニタリングシステムの操作方法

- 生産動態統計モニタリングシステムでは、品目ごとの需給関連動向をグラフ形式で確認可能。
- また、表示したデータについては、Excel形式でダウンロード可能。

◇ 自社の関連産品における日本国内の生産量や販売量、在庫の動き等を3つの手順でグラフ形式で確認できます。



## ① (STEP 1) 表示したい商品の、品目名称を選択する。

- STEP 1では、表示したい商品の品目名称を選択します。

## ② (STEP 2) 表示したい指標を選択する。

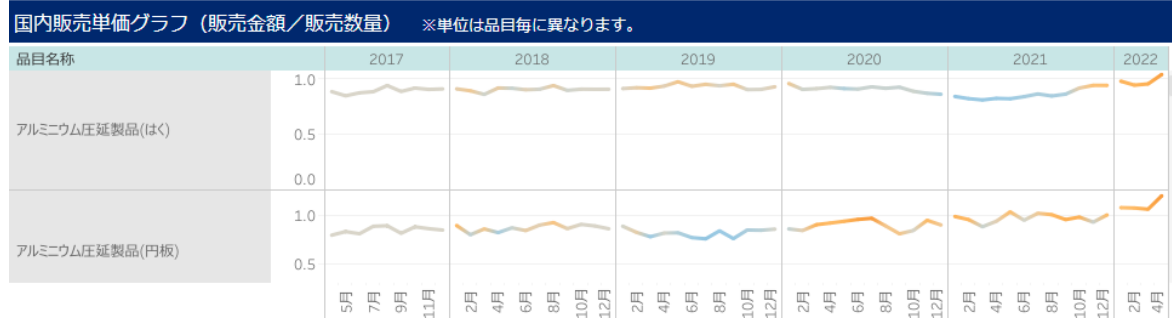
- STEP2では、表示したい指標（生産量、販売量、在庫数量等）を選択します。

※ここまでは必須操作です。

## ③ (STEP 3) 表示したい期間を指定する。

- STEP3では、グラフに表示する期間を選択します。

※任意操作です。



★ 上段の棒グラフは、選択した「品目」における、選択した「指標」の時系列推移を表示

★ 下段の折れ線グラフは、選択した「品目」の国内販売単価を表示

★ 前年同月比でプラスであればオレンジ色に、マイナスであれば青色でグラフに表示されます。

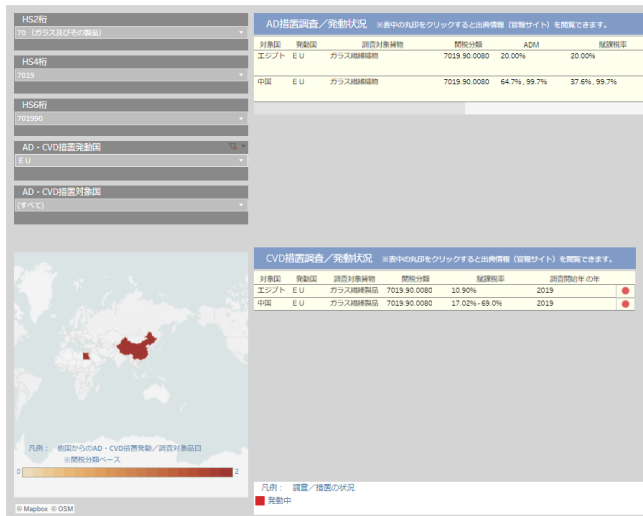
# 各種モニタリングシステムの効果的な使い方（例）

- 各種モニタリングシステムの効果的な使い方の一例をお示します。

## 他国発動事例 モニタリングシステム

### ◇ 他国の事例を調べる

- ・他国の貿易救済措置の調査・発動事例は輸出国によるダンピングや補助金の事実を確認・検討するきっかけとして有効

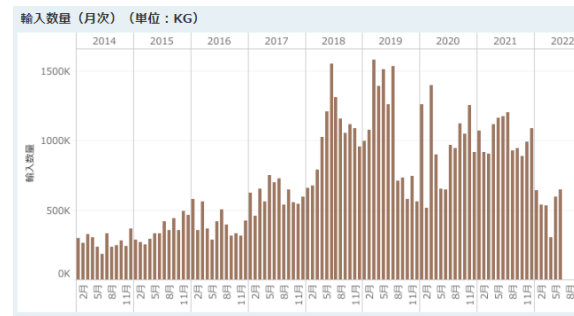


【EUが中国等に対してADを発動】

## 輸入モニタリングシステム

### ◇ 他国事例と日本への輸入動向の関連を調べる

- ・他国の貿易救済措置の発動により、行き場を失った製品が日本市場に流入する可能性に留意

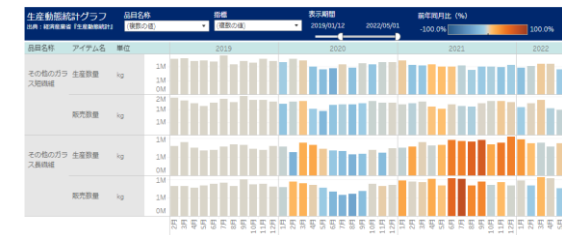


【中国製品の日本への輸入が近年増加】

## 生産動態統計 モニタリングシステム

### ◇ 日本の需給動向を調べる

- ・例えば、輸入品数量の増加が日本国内生産・販売の減少につながっていないかなどを検証



- ※ 表示項目は上から生産数量、販売数量
- ※※ 前年同月比で赤色は増、青色は減

【近年は国内品の生産・販売ともに増加傾向】

⇒ 輸入品の増加の国内産業への影響は限定的か

# 各種モニタリングシステムの効果的な使い方（例）

- 実際のモニタリングシステムの使い方を動画を用いて御紹介します。

## 他国発動事例 モニタリングシステム

### ◇ 他国の事例を調べる

- ・他国の貿易救済措置の調査・発動事例は他国によるダンピングや補助金の事実を検討するきっかけとして有効

## 輸入モニタリングシステム

### ◇ 他国事例と日本への 輸入動向の関連を調べる

- ・他国の貿易救済措置の発動により、行き場を失った製品が日本市場に流入する可能性に留意

## 生産動態統計 モニタリングシステム

### ◇ 日本の需給動向を調べる

- ・例えば、輸入品数量の増加が日本国内生産・販売の減少につながっていないかなどを検証

### 3. アンチダンピング措置 申請経験者の声

- ・ **中村 陽一 様** AGC株式会社 化学品カンパニー 基礎化学品事業本部 クロール・アルカリ事業部 事業グループ マネージャー
- ・ **坂口 慎司 様** 大八化学工業株式会社 営業一部 部長
- ・ **曽根 哲郎** 経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 特殊関税等調査室長

## 4. モデル申請書、アウトラインのご紹介

# ADモデル申請書（概要）

- AD申請に当たって、申請書のイメージを示すため、他国の申請書を日本の申請書フォーマットに合わせて、ADモデル申請書を作成し、**経済産業省ウェブサイトにおいて公開中。**
- また、**共同申請に向けた検討のモデルケース**についても、**公開中。**

## <ADモデル申請書の内容>

- ・ 米国における中華人民共和国産次亜塩素酸カルシウムに対するAD課税を求める申請書を基に作成。
- ・ 申請に必要となる、調査対象製品の定義、ダンピングの事実、国内産業への損害の事実、両者の因果関係等について記載例を提示。

## <共同申請に向けた検討のモデルケース（概要）>

| ハードル                | 解決例                                                                                             | ポイント                                                                                               |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 同業他社との接触が困難         | <ul style="list-style-type: none"><li>● 経営企画や法務が主体に</li><li>● 非公開情報を用いない</li></ul>              | <ul style="list-style-type: none"><li>● 弁護士へ情報を集約</li><li>● 意見交換には競争上の機微情報を用いない</li></ul>          |
| 申請コストの負担            | <ul style="list-style-type: none"><li>● 事前にAD発動の見込みを検討</li><li>● 安値輸入に対する共通認識の醸成</li></ul>      | <ul style="list-style-type: none"><li>● 見込みはまずポイントとなる損害指標を中心に試算</li><li>● 経産省HPの無料ツールの活用</li></ul> |
| 業界団体によるAD申請の呼びかけが困難 | <ul style="list-style-type: none"><li>● 公表情報や、個社データを加工した情報の提示</li><li>● 弁護士同席のもと会合で議論</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>● 情報の提示やフィードバックの方法の工夫</li><li>● 弁護士の活用</li></ul>             |

# CVD申請書アウトライン（概要）

- C V Dは、これまでの発動事例が1件であり、申請に当たり、**どのような情報が必要なのかというイメージを持ってもらうことが難しい。**
- このため、申請を検討する際に必要な情報のイメージを持ってもらうため、**C V D申請書アウトラインを作成。**
- 個別の相談があった際にC V D申請書アウトラインを活用し、具体的な検討につなげる。

## <C V D申請書アウトラインの内容>

低利融資のケースを例として、CVD申請書形式で、申請に必要な主要素である

- ・当該融資が政府又は公的機関によるものといえること（中央政府による直接・間接の株式保有等）
- ・当該融資によって利益がもたらされていること（当該融資の利率と市場の利率との差）
- ・特定性を有すること（対象製品の輸出を当該融資の条件の一つとしている）

についての記載例を提示。

### 参考：新たな貿易問題に対応するための相殺関税措置の活用に向けた課題と対応の方向性<抜粋>

申請段階で、膨大な補助金から調査対象とすべき補助金に当たりをつけるための手法の構築が必要である。例えば米国やEUの過去の発動事例における補助金をリストアップすることや、WTOへの補助金通報や報道ベースで情報を得ることも有効と考えられる。これらに加え、産業界内での積極的な情報共有、OECD等のレポートからどの産業にどのような補助金が流れているかを情報収集することも有効である。こうした情報を経済産業省から産業界に積極的に提供していくとともに、CVD申請に必要な情報についてのガイダンスを示すなど、個別案件の事前の相談についても相談の初期の段階からきめ細かく対応し、具体的な品目、補助金の絞り込みに向けて業界・企業と一体となって対応していくことが重要である。（令和3年8月、産業構造審議会 通商・貿易分科会 特殊貿易措置小委員会）

# CVD申請書アウトライン（概要）

- 申請書ガイドラインに例として記載されている内容をもう少し詳しく
- A国でαを生産・輸出するA社に対してA銀行が低利融資をしているという架空の事案

## ◇ 当該融資が政府又は公的機関によるものといえること

- － 当該融資を行っているA銀行の株式が、A国政府及びA国の中央銀行やA国が保有する銀行によって保有されていること
- － A社がA国政府の支配下にあること
- － 上記各情報を各法人の年次報告書やホームページ等から集めたこと

## ◇ 当該融資によって利益がもたらされていること

- － A社の財務諸表から当該融資の利息率を確認
- － A社の財務諸表から各借入先が提供する利息率を確認し、これらを借入残高で加重平均してこれを市場の利息率とする
- － 当該融資の利息率が上記市場の利息率を下回るため、利益がもたらされているといえる

## ◇ 特定性を有すること

- － A銀行のホームページに記載された説明より、当該融資プログラムは対象製品の輸出を条件とするものであるから、特定性を有する

# 各種コンテンツの一覧

- このほか、申請に役立つコンテンツを経済産業省ウェブサイトにおいて公開中！

| コンテンツ名         | ポイント                               |
|----------------|------------------------------------|
| 初めての方へ         | AD措置、CVD措置の概要を紹介しています              |
| AD NEWS LETTER | AD制度の概要や利用メリットについて理解できます           |
| 各種モニタリングシステム   |                                    |
| 輸入モニタリングシステム   | 自社の関連製品の輸入動向を確認できます                |
| 国内需給動向         | 自社の関連製品の内需関連統計を確認できます              |
| 他国発動事例         | AD・CVD措置の活用が多い国の貿易救済措置の発動状況を確認できます |
| 日本の発動事例（調査報告書） | 日本の過去の貿易救済措置の実施状況を閲覧できます           |
| 申請に向けて         |                                    |
| 自己診断ツール        | AD調査開始に至る可能性を診断できます                |
| 申請の手引き         | AD申請に向けた手引きを紹介しています                |
| 申請相談シート        | 申請時に必要な情報をまとめやすくするシートを公表しています      |
| よくある質問         | 過去のAD申請者等からの質問及び回答を閲覧できます          |
| 相談窓口           | 調査官に個別に相談ができます                     |
| その他            |                                    |
| 新着情報           | 各種イベントや調査関連情報を紹介しています              |
| 関係法令一覧         | 貿易救済措置に係る主要な協定・法令等を確認できます          |

# 令和3年度貿易救済セミナー動画の御紹介

- 2021年9月に「令和3年度貿易救済セミナー」をオンラインで開催。
- AD/CVD措置の概要と効果をわかりやすく解説したほか、通商法の専門家や産業界の通商担当者を招いて、通商をめぐる世界の動きにも触れつつ「なぜいま貿易救済措置を活用していくべきなのか」について議論。

貿易救済措置活用に関するディスカッション

アジェンダ

- 冒頭挨拶・登壇者紹介
- 欧米等のAD・CVD制度活用トレンド
- AD・CVD制度活用トレンドを踏まえた日本の向かうべき方向性
- 産業界での安値輸入動向のモニタリング方法
- AD・CVD制度活用における企業内の課題と対応
- モデレーターからの質疑応答
- 総括

旭リサーチセンター 田中 主席研究員

上智大学 川瀬 教授

特殊関税等調査室 三輪田 室長

日本製鉄 黒田 部長

セミナー動画は経済産業省のYouTubeチャンネルにて公開中：

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/trade-remedy/seminar/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/seminar/index.html)

# 令和4年度 貿易救済セミナー

～会社を守る“攻め”の一手！アンチダンピング制度活用のすすめ～

セミナーご参加ありがとうございました。

不公正な安値輸入でお困りの方はお気軽にご相談ください

 特殊関税等調査室

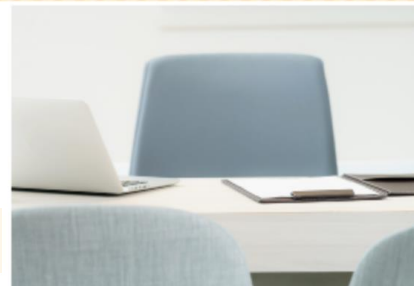
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号



**03-3501-3462**



**qqfcbk@meti.go.jp**



事後アンケートへのご回答も  
是非よろしくお願いいたします！

URL : <https://bit.ly/3wqO8NA>

